

## 多摩市公契約条例対象事業の実施状況に係るアンケート 集計結果

実施期間： 令和3年4月28日（水）～令和3年5月14日（金）

### 送付・回答状況

送付事業者数	回答件数	回収率
77	38	49.4%
前々年【64】	前々年【37】	前々年【57.8%】

※前年は新型コロナウイルス感染症の企業活動に与える影響等を考慮し、実施しなかった  
 ※設問によって複数回答や未回答があるため、回答件数と一致しない。

以下の自由意見は、そのままの文章で掲載をしております。

### アンケートのまとめ（分析結果）

#### （主な肯定的意見）

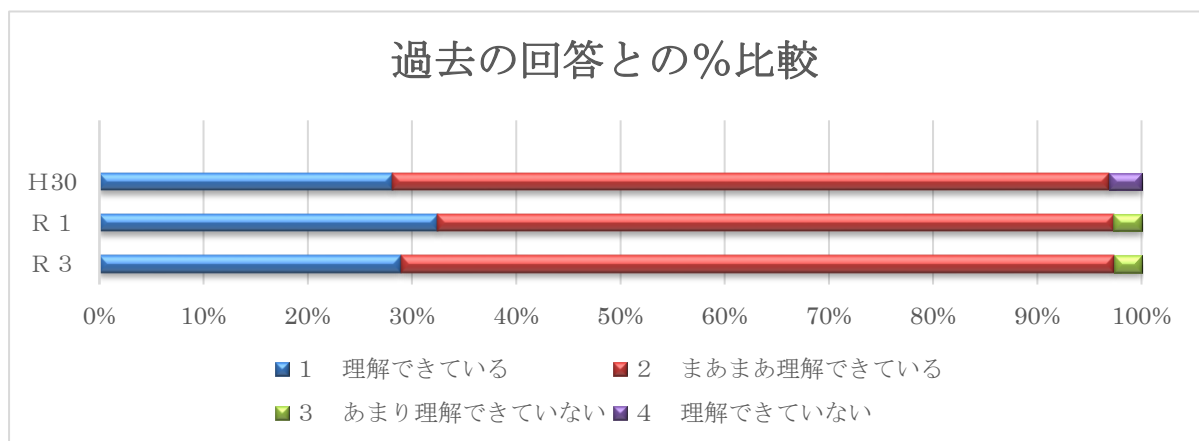
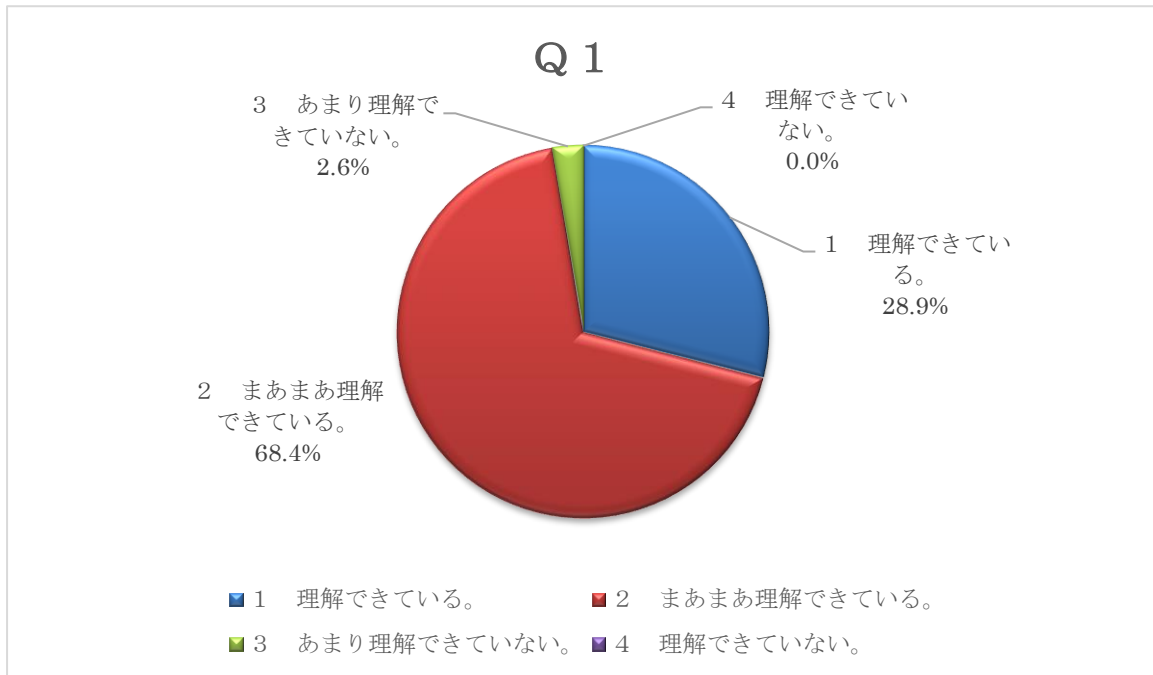
- ① 契約金額も上がってきており、労働者の生活の安定に寄与してきていると思われる。
- ② 弊社の業務に従事する者が労働条件や生活の安定について真剣に考え、仕事に取り組む姿勢が見られるようになりました。
- ③ 退職者も減少してきており、生活の安定につながっていると考えられます。
- ④ 労働環境の整備が進み業務従事者の定着が促進され生活面に於いてもそれぞれ健全な社会生活を営める状況は大きな成果であった。
- ⑤ 雇用期間と賃金が安定したことにより、離職者が無くなった。
- ⑥ 当該業務に従事する者の適正な労働条件が確保されたことにより業務の技能の向上が進み、高品質な公共サービスを提供できる基盤が出来た。
- ⑦ 専門職の雇用継続が可能となった。
- ⑧ 事業活動が向上したことにより、地域高齢者を活動的にする手助けとなった。

#### （主なその他の意見）

- ① 労働条件の確保も、生活の安定も企業側の努力と労働者の理解が必要で、公契約条例とは結び付かない。
- ② 当社が携わる全ての工事で、ISO及び社内基準に則り高品質な施工の提供・努力をしておりますので、公契約条例案件が品質向上につながっているとは考えておりません。
- ③ 最低賃金の向上が技術や工事の質の向上に結び付くと実感できるには長い年月が必要と思われます。また、労働者の技術や質を求めるとなると、やはりそれなりの労務費が掛かります。（良い職人さんは日当が高い）ので、最低賃金の部分は公平性としての期待の方が大きいのではないかと思います。
- ④ この地域に在住する労働者が多ければ活性化につながると言えるかもしれませんが工事の規模を考えると活性化につながったとは考えづらい。

**Q 1** 公契約条例が制定され、9年が経過しましたが、公契約条例の制度についてどれくらい理解できていると自己評価されますか。

項目	回答数	前回	前々回
1 理解できている。	11	12	9
2 まあまあ理解できている。	26	24	22
3 あまり理解できていない。	1	1	0
4 理解できていない。	0	0	1



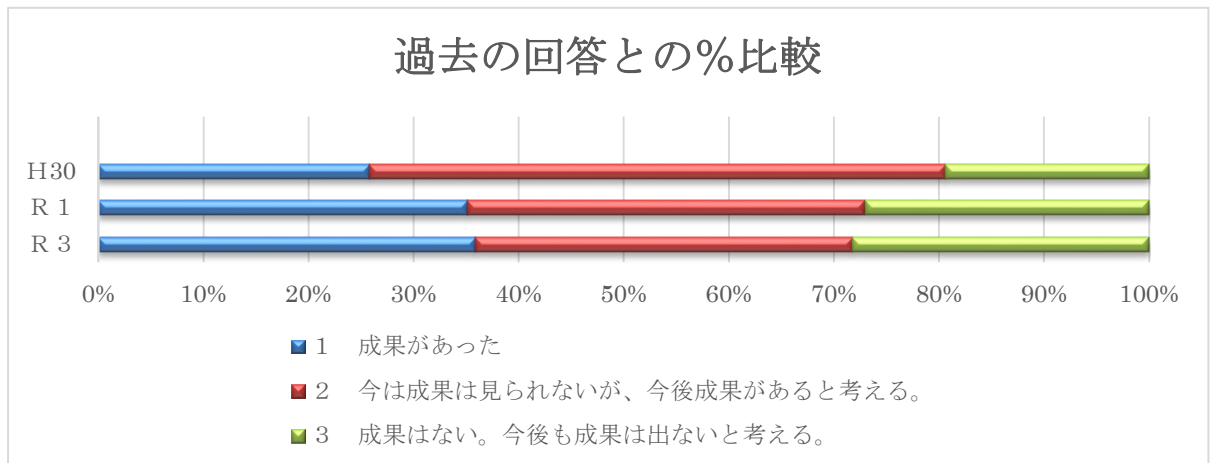
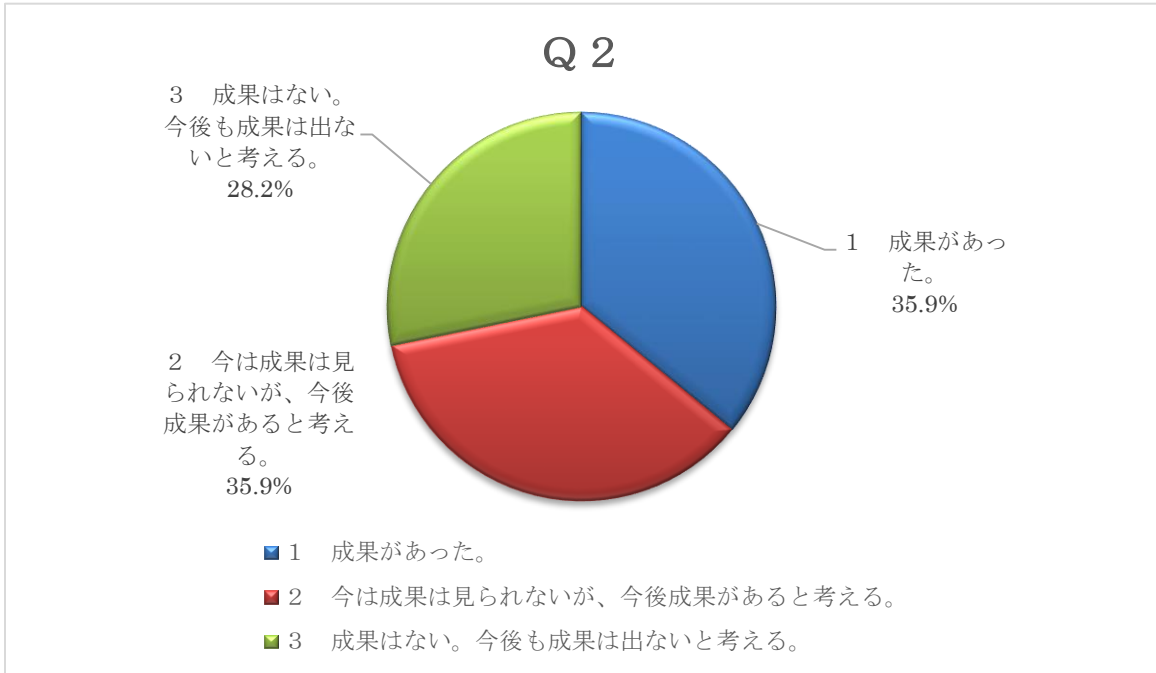
<自由意見>

**3** あまり理解できていない。

- ① 公契約条例についての講習会。

**Q 2** 事業が公契約条例対象案件となったことで、業務に従事する者の適正な労働条件の確保が進み、労働者の生活の安定に結びつく成果がありましたか。

項目	回答数	前回	前々回
1 成果があった。	14	13	8
2 今は成果は見られないが、今後成果があると考ええる。	14	14	17
3 成果はない。今後も成果は出ないと考える。	11	10	6



## <自由意見>

### 1 成果があった。

- ① 契約金額も上がってきており、労働者の生活の安定に寄与してきていると思われる。
- ② 弊社では、労働者との雇用契約において、雇用条件を明記した雇用契約を常に交わし、適正な労働条件のもとで安心して業務に従事してもらい、労働者の日常生活の安定に努めています。
- ③ 適正な労働条件が確保できている。
- ④ 協力会社に対して、労働条件等については、常に指導を行っています。今回は、再確認を行いました。
- ⑤ 弊社の業務に従事する者が労働条件や生活の安定について真剣に考え、仕事に取り組む姿勢が見られるようになりました。
- ⑥ 東京都の最低賃金より時給を高く設定できている。
- ⑦ 弊社本業務従事者は、長期にわたり勤務していることから労働条件確保については成果があると感じている。
- ⑧ 退職者も減少してきており、生活の安定につながっていると考えられます。
- ⑨ 労働環境の整備が進み業務従事者の定着が促進され生活面に於いてもそれぞれ健全な社会生活を営める状況は大きな成果であった。
- ⑩ 何件か公契約条例対象案件の現場を担当させた頂いたことで、事業者が適正な労働条件を提示することが必要だとの認識ができ、従業員も安心して業務に携われるようになっていきます。下請け業者も今後成果が出てくると思います。
- ⑪ 生活賃金の確保がされやすくなって労働力が増えたと思っているからです。
- ⑫ 雇用期間と賃金が安定したことにより、離職者が無くなった。

### 2 今は成果は見られないが、今後成果があると考える。

- ① 労働条件の適正さが、明確化されることによって現状が適切なのが変わり改善につながると思うから。
- ② 適正な労働条件の確保、労働者の生活の安定は、公契約条例に拘わらず事業者（受注者）が取り組んでいるところ。しかながら、公契約条例においても担保されていることは、将来的に環境変化が大きく悪化した場合等、成果として発揮される要素がある。
- ③ 契約期間変更によりまだ工事が始まっていないため。
- ④ 労務単価が変更になる毎に賃金の見直しは行っている。労働者の生活安定につながるかというのはいわからない。
- ⑤ 公契約条例対象案件となったことにより、その主旨である労働者の生活の安定への直接的な成果を施工中に把握するまでには至っておりませんが、弊社としましては、当制度の採用により協力会社との契約折衝時に労働条件等を改めて確認することとしており、少なからず適正な労働条件の確保及び労働者の生活の安定に寄与しているものと思料いたします。
- ⑥ 本条例に該当する年齢の従業員数が少ないため何とも言えない。

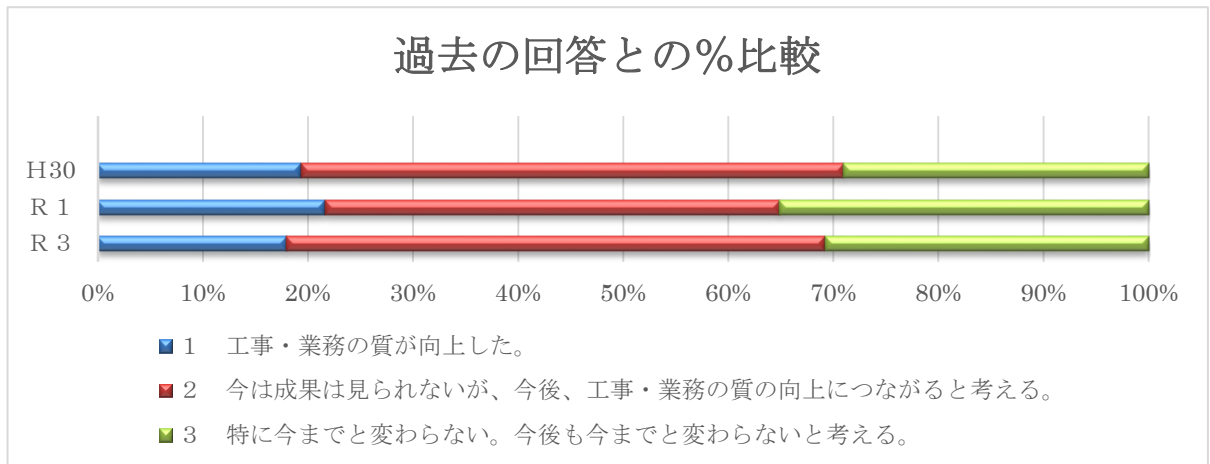
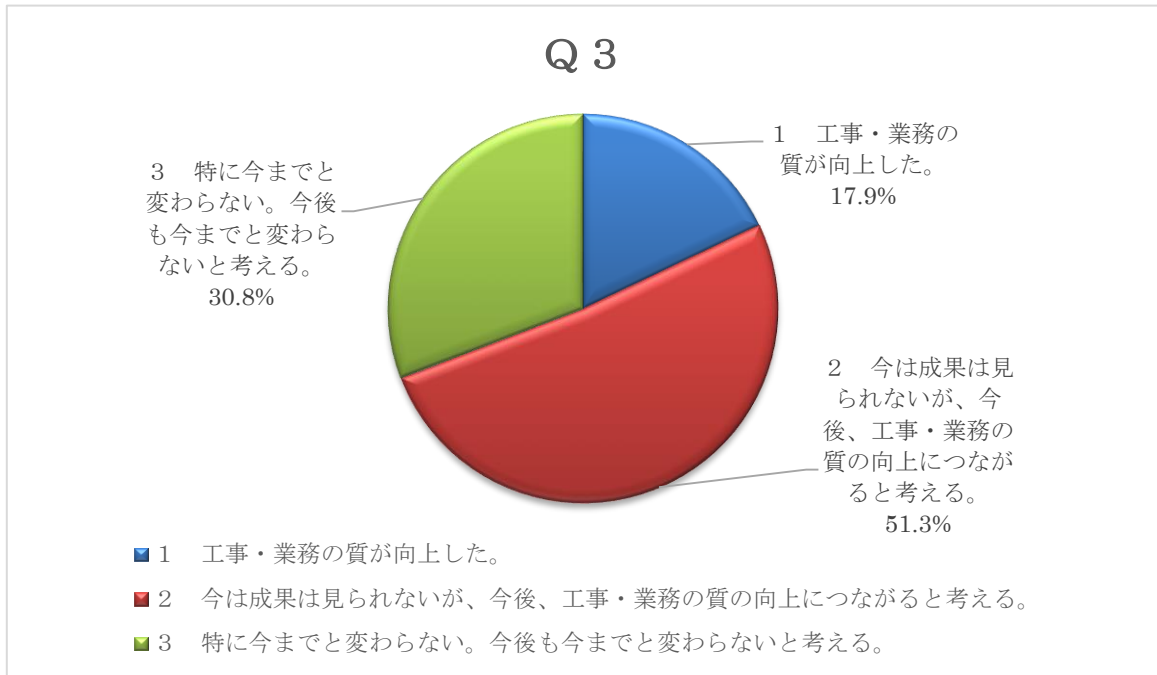
- ⑦ 公共工事の労務単価が市場原理によって変動することが労働者の生活の向上の妨げになっていると思われます。建設工事の作業従事者を社員として雇用した場合に、どうしても設計労務単価が足枷となり、賃金の頭打ちが起きてしまうと思います。
- ⑧ 現状弊社では特段の成果や変化は見られないが、条例案件となった事で業界全体が労働者の為に適正な労働条件を約束できる環境になる事は大変有意義だと思うので、今後の成果に結びつけていきたいと考える。
- ⑨ 労働者の生活の安定は、公契約に限らず動いています。
- ⑩ 短期的に結果が見えないと思います。長い目で見守っていく必要があると思う。

### **3 成果はない。今後も成果は出ないと考える。**

- ① 社会福祉法人の公契約定期用は、法人の性質からかんがみ不必要なのではと考えている。
- ② 労働条件の確保も、生活の安定も企業側の努力と労働者の理解が必要で、公契約条例とは結び付かない。
- ③ 自社の基準以下の為。
- ④ 特に成果があった事はないが、意識の定着にはつながったと思います。
- ⑤ 成果があるとする人がどのように実感できているのか事例があれば聞きたいくらいです。
- ⑥ 以前、多摩第二小学校を施工させて頂きましたが、当時より当社協力業者には適正な労働条件を確保しているので成果があったとは考えにくいです。
- ⑦ 以前より、当社及び協力業者共適正な労働条件を確保している為、特に成果が見られるとは考えておりません。又、協力業者は他自治体の公共工事にも従事していることが多く、本市だけの現場で生活の安定に結びつくとは一概に考えられないと思います。
- ⑧ 福祉業界だと、最低賃金とさほど金額の差異がないためです。
- ⑨ 特に何も変わっていない為。
- ⑩ 対象となる以前から基準をクリアしているため。

**Q 3** 事業が公契約条例対象案件となったことで、工事・業務の質の向上につながりましたか。

項目	回答数	前回	前々回
1 工事・業務の質が向上した。	7	8	6
2 今は成果は見られないが、今後、工事・業務の質の向上につながると考える。	20	16	16
3 特に今までと変わらない。今後も今までと変わらないと考える。	12	13	9



## <自由意見>

### 1 工事・業務の質が向上した。

- ① 労働者が安心・安定して従事する事ができる職場だと理解され、既に従事する者と新たに希望し従事する者の双方が、意欲を持って業務に取り組んでいます。その管理をする社員も自覚を持ち、日々適正な業務履行に取り組み、良好な市民サービスの継続を目指しています。
- ② 当該業務に従事する者の適正な労働条件が確保されたことにより業務の技能の向上が進み、高品質な公共サービスを提供できる基盤が出来た。
- ③ 労働に対する対価が上がったことで、作業員の労働に対する意識も高まってきました。下請け業者はその成果は不明ですが、とても良く作業してもらっています。
- ④ 金銭面の不安要素が減ったので仕事への集中力が向きやすくなったからです。
- ⑤ 専門職の雇用継続が可能となった。

### 2 今は成果は見られないが、今後、工事・業務の質の向上につながると思う。

- ① 総合評価制度方式の入札制度と併用して工事の品質の担保につながっていると思われる。
- ② 今回初めて対象条件に従事して公契約条例の制度について理解でき、業務の質が向上したと思うから。
- ③ 適正な労働条件の確保、労働者の生活の安定は、公契約条例に拘わらず事業者（受注者）が取り組んでいるところ。しかながら、公契約条例においても担保されていることは、将来的に環境変化が大きく悪化した場合等、成果として発揮される要素がある。
- ④ サービスの向上につながることを期待している。
- ⑤ 上記のとおり、現時点での成果を把握するまでには至っておりませんが、これまで安定的に質の高い労働者を確保しながら、品質及び工期の両面で順調に施工することができており、ひいては工事・業務の質の向上につながるものと思料いたします。
- ⑥ 現在のところでは条例制定前とあまり違いが見えない。
- ⑦ 労働条件が改善されることで、人材の確保が向上し、工事・業務の質の向上につながると思います。
- ⑧ 公契約条例の最低賃金を担保できることで、従業員のモチベーションアップにつながるようにできればと考える。ただ、受託期間が長期になるにつれ、人件費が決まっていた受託費を圧迫してくる傾向があるように思われ、受託事業者にしわ寄せがくる可能性がある。
- ⑨ 公契約対象委託業務の受注により、他の市区から同内容の業務について入札参加要請が広がったと感じている。しかしながら、都度入札となるため、すべてが受注まで至らない点があり、現状では成果があったとまでは言い切れない。
- ⑩ 多摩市独自の取り組みのため、本事業所で就業しているスタッフは、他事業所のスタッフより時給が若干高くなっておりました。そこを理解しているスタッフであれば、多摩市は他の区市町村と一線を画し、労働者を考えてくれていると感じる可能性があるためです。
- ⑪ 弊社に成果はみられないが、適正な労働条件のお陰で労働者も労働意欲が上がり、業務の質の向上につながると思う。ゆえに今後の業務の質の向上につなげていきたいと考える。

- ⑫ 工事・業務の質に対しては、日ごろから心がけております。
- ⑬ 短期的に結果が見えないと思います。長い目で見守っていく必要があると思う。

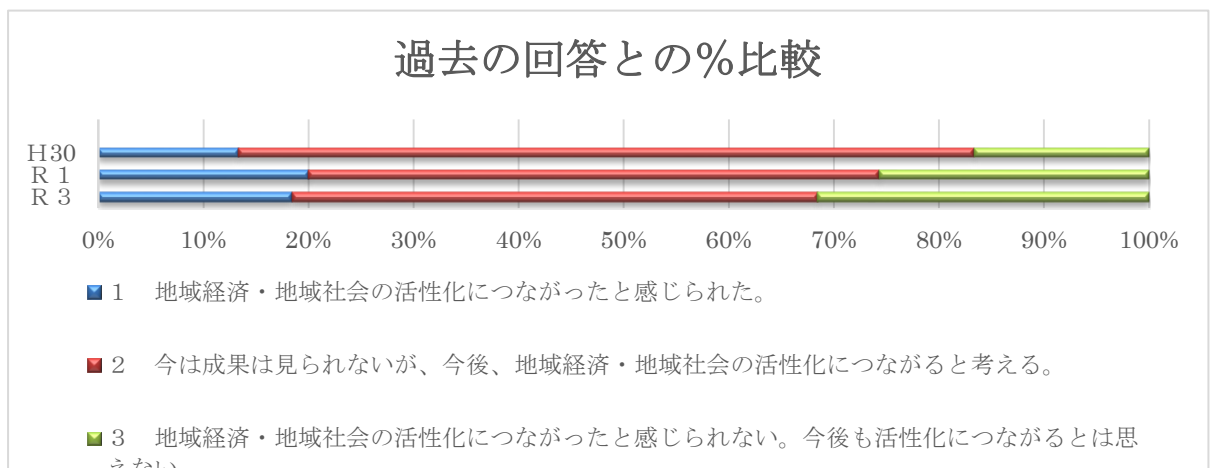
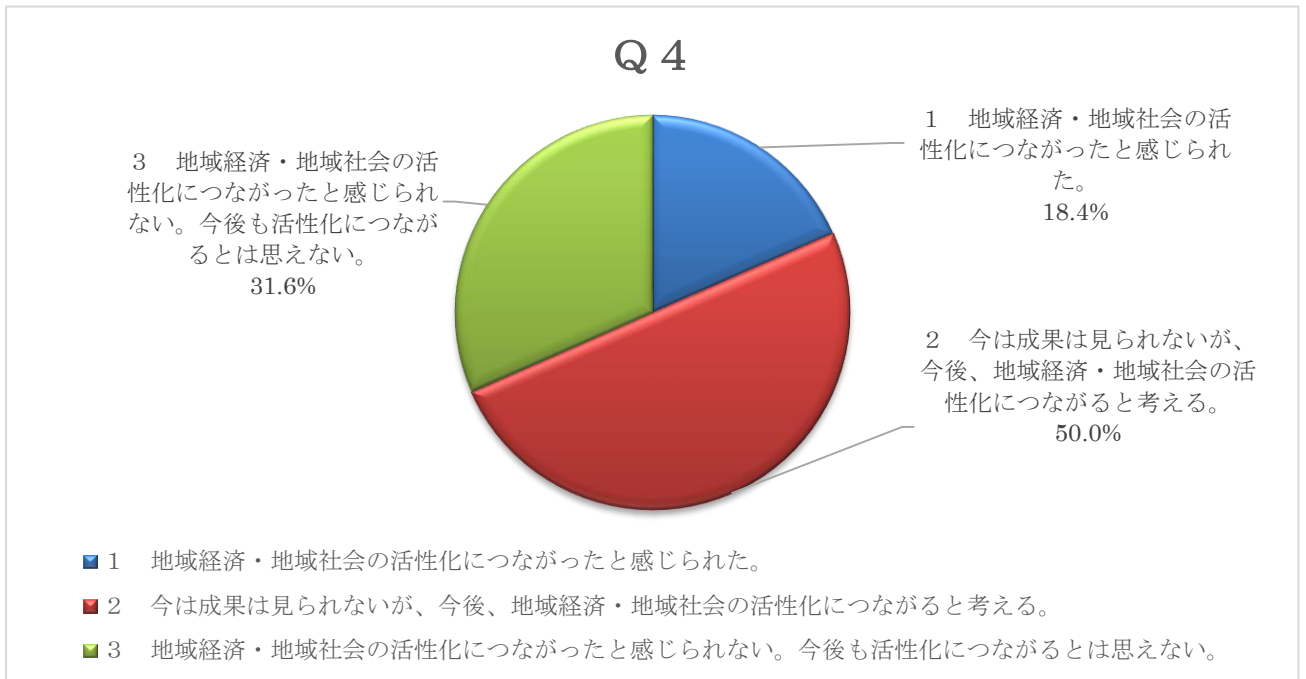
### 3 特に今までと変わらない。今後も今までと変わらないと考える。

- ① 社会福祉法人の公契約定期用は、法人の性質からかんがみ不必要なのではと考えている。
- ② 公契約制度の施行以前より、従業員の技術向上、業績の向上を図りより良い仕事の受注につながるよう努めている。
- ③ 業務の質の向上は企業側の努力と労働者側の理解の上に成り立っていると考えます。  
常日頃より工事業務の質の向上を目指して公契約条例案件の有無にはなっていない。
- ④ 自社の基準以下の為。
- ⑤ 工事の質の向上には変化はない。
- ⑥ 成果を感じないので（むしろ煩わしいだけ）なんの変化もありませんでした。
- ⑦ 当社が携わる全ての工事で、ISO及び社内基準に則り高品質な施工の提供・努力をしておりますので、公契約条例案件が品質向上につながっているとは考えておりません。
- ⑧ 下請労働者の最低賃金及び労働時間等の把握により、労働条件の意識は高まったと思われ  
ますが、当社としては公契約対象案件に関わらず、全ての工事において高品質な施工を心  
がけ実現させていますので、今後も今までとは変わらないと考えています。引き続き高品  
質な施工を提供できる様、努力致します。
- ⑨ 下請労働者の最低賃金及び労働時間等の把握により、労働条件の意識は高まったと思われ  
ますが、当社としては公契約対象案件に関わらず、全ての工事において高品質な施工を心  
がけ実現させていますので、今後も今までとは変わらないと考えています。引き続き高品  
質な施工を提供できる様、努力致します。
- ⑩ 最低賃金の向上が技術や工事の質の向上に結び付くと実感できるには長い年月が必要と思  
われます。また、労働者の技術や質を求めるとなると、やはりそれなりの労務費が掛かり  
ます。（良い職人さんは日当が高い）ので、最低賃金の部分は公平性としての期待の方が  
大きいのではないかと思います。
- ⑪ 9年経過しましたが、特に何かが劇的に変わったという実感が、対応している方としては  
ない為。
- ⑫ 効果がよく分からない。



**Q 4** 公契約条例対象案件の事業を進めていく中で、公契約条例が施行されたことで地域経済・地域社会の活性化につながったと感じられましたか。

項目	回答数	前回	前々回
1 地域経済・地域社会の活性化につながったと感じられた。	7	7	4
2 今は成果は見られないが、今後、地域経済・地域社会の活性化につながると考える。	19	19	21
3 地域経済・地域社会の活性化につながったと感じられない。今後も活性化につながるとは思えない。	12	9	5



## <自由意見>

### 1 地域経済・地域社会の活性化につながったと感じられた。

- ① 庁舎の維持管理業務に従事する者には、市内にお住まいの方を採用するよう努めています。市内の仕事ですので、市内の方々と完結するのが理想だと考え行っています。
- ② 弊社が貴市地元企業であることから、貴市から地元企業への発注は、市民の方々には良い印象を与えていると感じる。
- ③ 市民生活に関わる家庭ごみ収集業務を通じて、地域社会の為に貢献することを重要性と認識し、会社は感動の公共サービスをコンセプトとし、業務の向上を目指している。
- ④ 事業活動が向上したことにより、地域高齢者を活動的にする手助けとなった。

### 2 今は成果は見られないが、今後、地域経済・地域社会の活性化につながると考える。

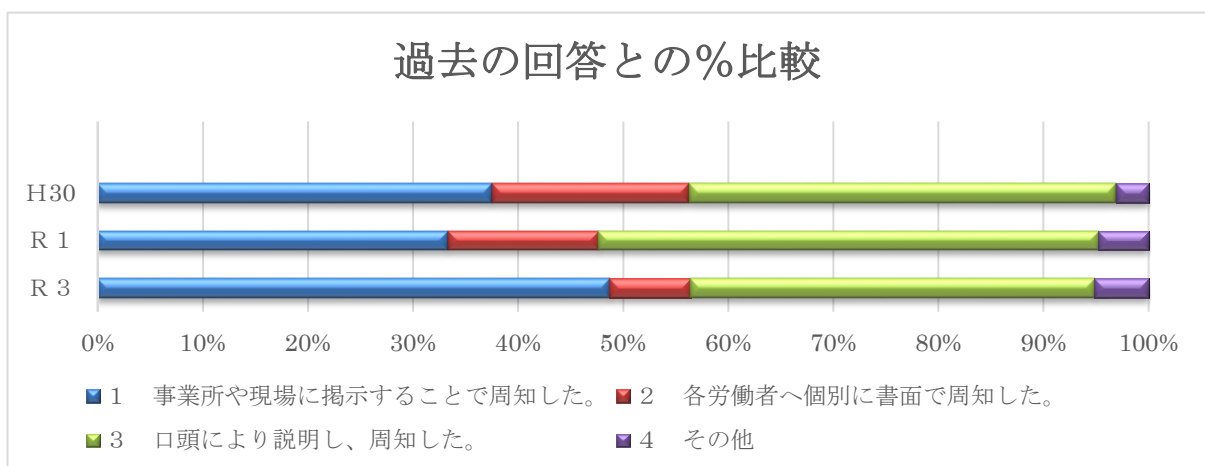
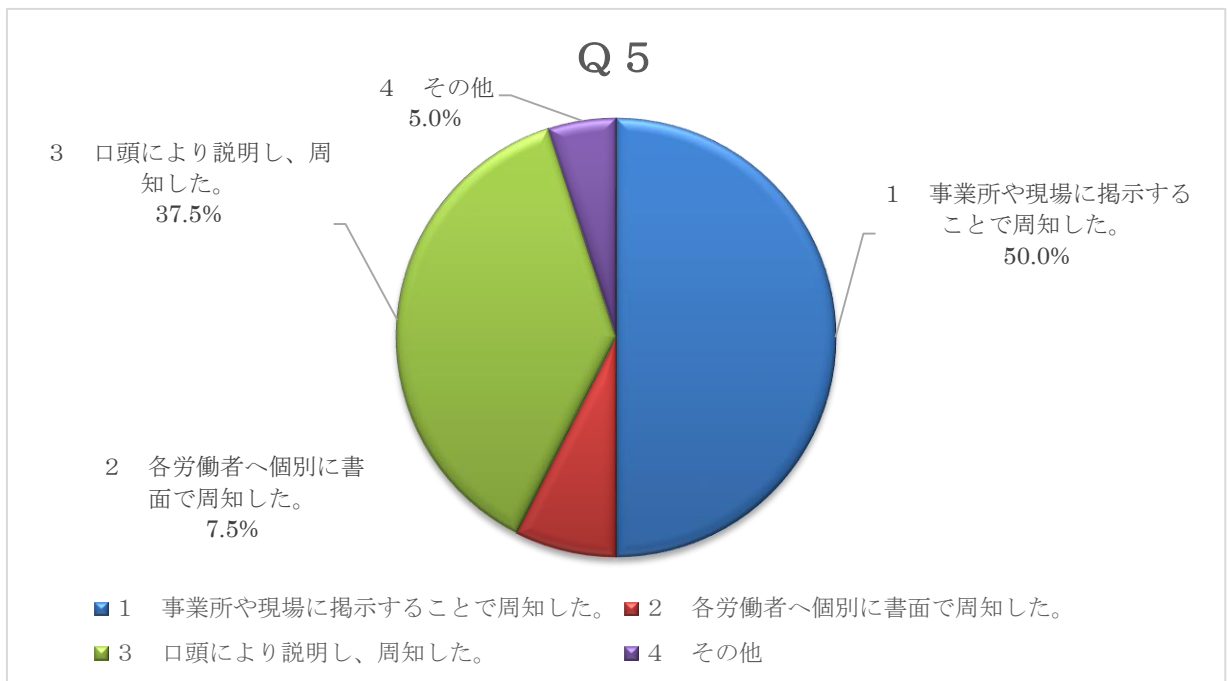
- ① 正当な労働代価が与えられることにより、労働者の生活も向上し市民の税金が市民の為に使われているという点で、公共工事に対する市民の評価もよくなっていくと思うから。
- ② 今後更に公契約条例が地域社会に認知されれば活性化につながっていくと思う。
- ③ 活性化につながるかは現段階では感じられない。賃金の公平性を保つために必要な制度であることは理解できる。
- ④ 現時点で成果を把握するまでには至っておりませんが、上述のとおり、「適正な労働条件の確保及び労働者の生活の安定」、「工事・業務の質の向上」が図られることにより、地域労働者の雇用等経済活動の推進、品質の高い工事の竣工等による社会資本（利便性・地域価値等）の充実につながり、ひいては地域経済・地域社会の活性化につながるものと思料いたします。
- ⑥ 工事に携わる労働者の労働条件等が改善されることで、徐々にですが、地域経済・地域社会の活性化につながると考えています。
- ⑦ 同業者や周辺地域の方からも、次第に経済・社会の活性化について前向きな意見が聞かれるようになりました。
- ⑧ 成果を具体的にイメージすることはできないが、個人の賃金が安定することは長い目でみると地域の活性化につながると思われる。
- ⑨ 地域経済の活性化につなげるには、工事、委託共に総合評価による地元業者の育成の方が、遥かに効果があると思います。極論になりますが、多摩市の税金で他自治体の居住者（労働者）の賃金を保証するようなことに思われます。
- ⑩ 他の団体がどのくらい増額になってるかによって、活性化につながると思います。
- ⑪ 労働条件の確保や生活の安定が図られると労働者も意欲がわき、雇用主もそのお陰で仕事の受注が増えていくと思う。それにより余暇を楽しむ余裕も増え、購買意欲も高まり、今はコロナで無理だが、外出も多くなり、経済の活性化につながると考える。弊社に成果は見られないが、多摩市の地域経済の活性化につなげていきたいと考える。
- ⑫ 地元意識というのは、感じられます。
- ⑬ 短期的に結果が見えないと思います。長い目で見守っていく必要があると思う。

**3 地域経済・地域社会の活性化につながったと感じられない。今後も活性化につながるとは思えない。**

- ① 地域活性化は公契約条例の成果とは考えにくいと思います。
- ② 市内の業者数も少しずつ増加しているようですが、新型コロナウイルス感染症のために業態を変えて新規参入等が増えてくるのではないかと考えます。そうするとさらなる低価格の受注競争になるのでは？
- ③ 質問が抽象的な為、答えられません。
- ④ この地域に在住する労働者が多ければ活性化につながると言えるかもしれませんが工事の規模を考えると活性化につながったとは考えづらい。
- ⑤ 全ての工事で公契約条例が施工されなければ、地域経済・地域社会の活性化につながることはないのではないのでしょうか。
- ⑥ 当社協力業者は多摩市外の労働者の方が多いので活性化につながったとは感じておりません。
- ⑦ 労働者の最低賃金が守られる事と地域経済・社会の活性化との関連性は特に感じられません。多摩地域外の労働者も数多く従事していることも有り、今後も地域の活性化につながるとは思えません。
- ⑧ 何をもって地域経済・地域社会の活性化を表すかは不明ですが、公契約条例のお陰で労働者の生活が助かっているという認知までには至っていないと感じます。といたしますのも、従事している作業員は公契約対象以外の仕事も行っておりますので、対象案件に何日、何時間従事しているのか、また同じ公契約条例対象案件でも業種によって報酬額が変動するので、記録をつけている事務員以外は公契約条例の良さを実感しにくいかと思います。
- ⑨ 効果がよく分からない。

**Q 5** 公契約条例が適用される労働者等の範囲や労務報酬下限額など、労働者等へ周知すべき事項について、どのような手法で周知しましたか。

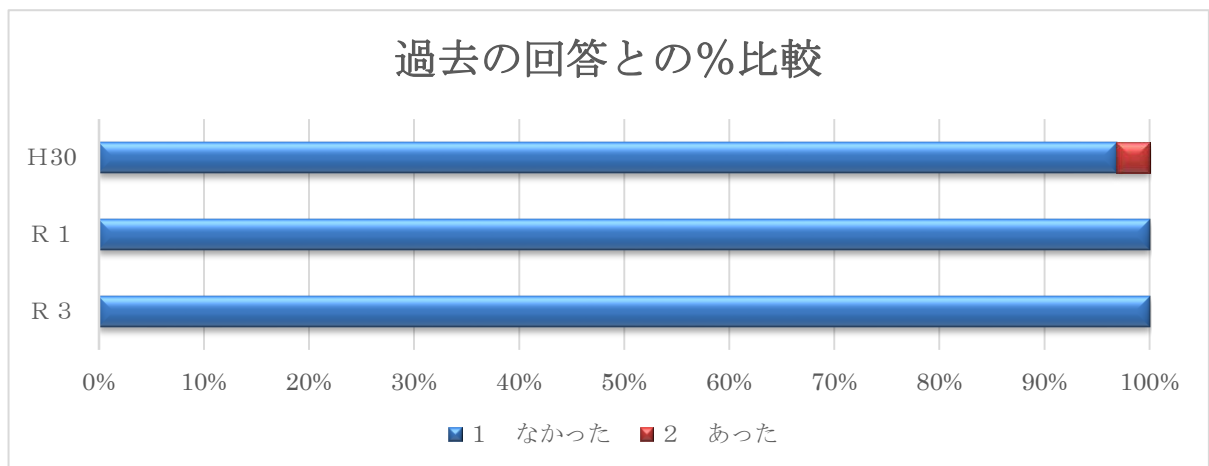
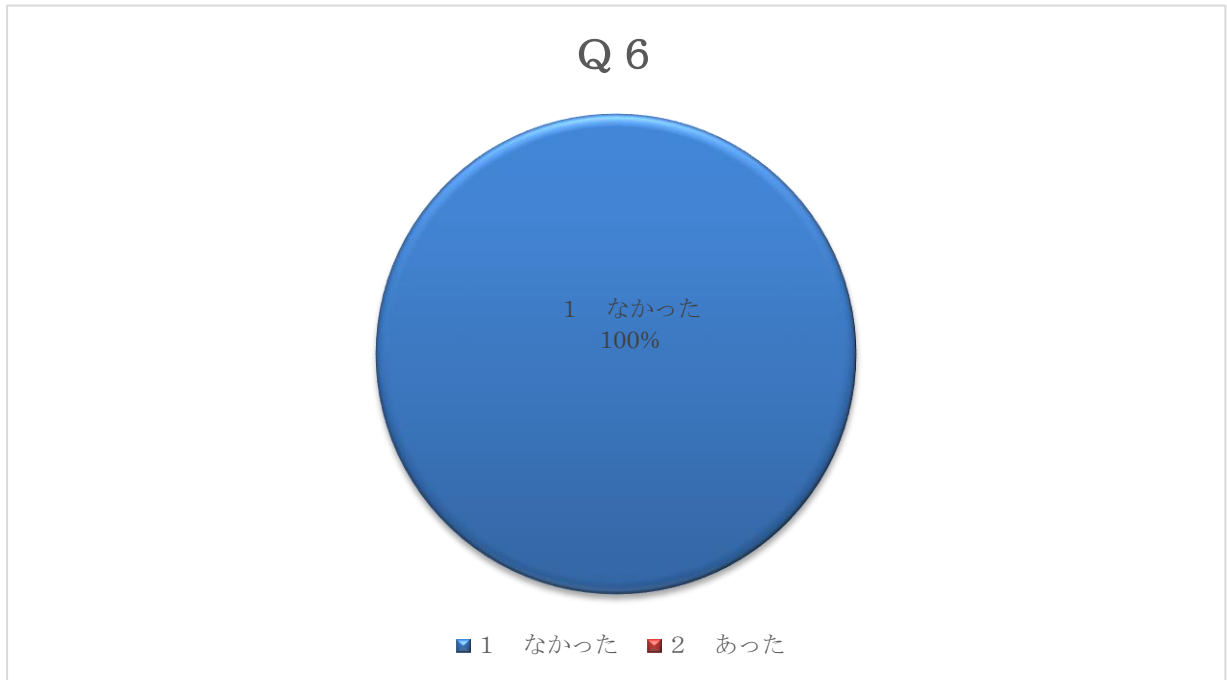
項目	回答数	前回	前々回
1 事業所や現場に掲示することで周知した。	20	14	12
2 各労働者へ個別に書面で周知した。	3	6	6
3 口頭により説明し、周知した。	15	20	13
4 その他	2	2	1



- ① 公契約条例に限定した説明はしていませんが、知らせるべき事柄については、労働者との雇用契約書に記載し、契約更新毎に内容を確認していただき、ご理解がいただければ雇用契約を交わしています。
- ② 朝礼会場や詰所等、工事に従事する労働者が日常的に目にする事ができる場所に掲示しております。また、その他の工事関係者に対しても、災害防止協議会等にて資料を配布し周知しております。

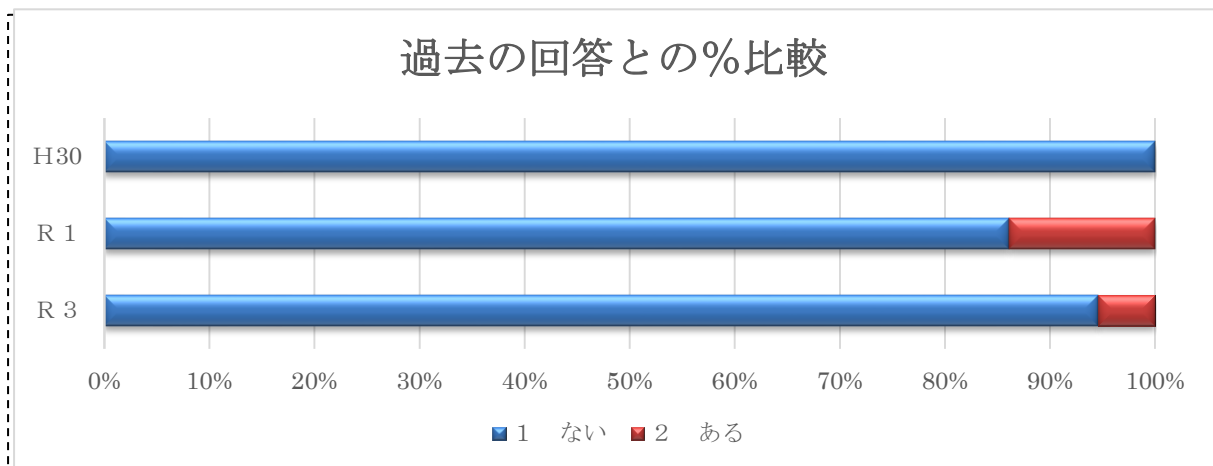
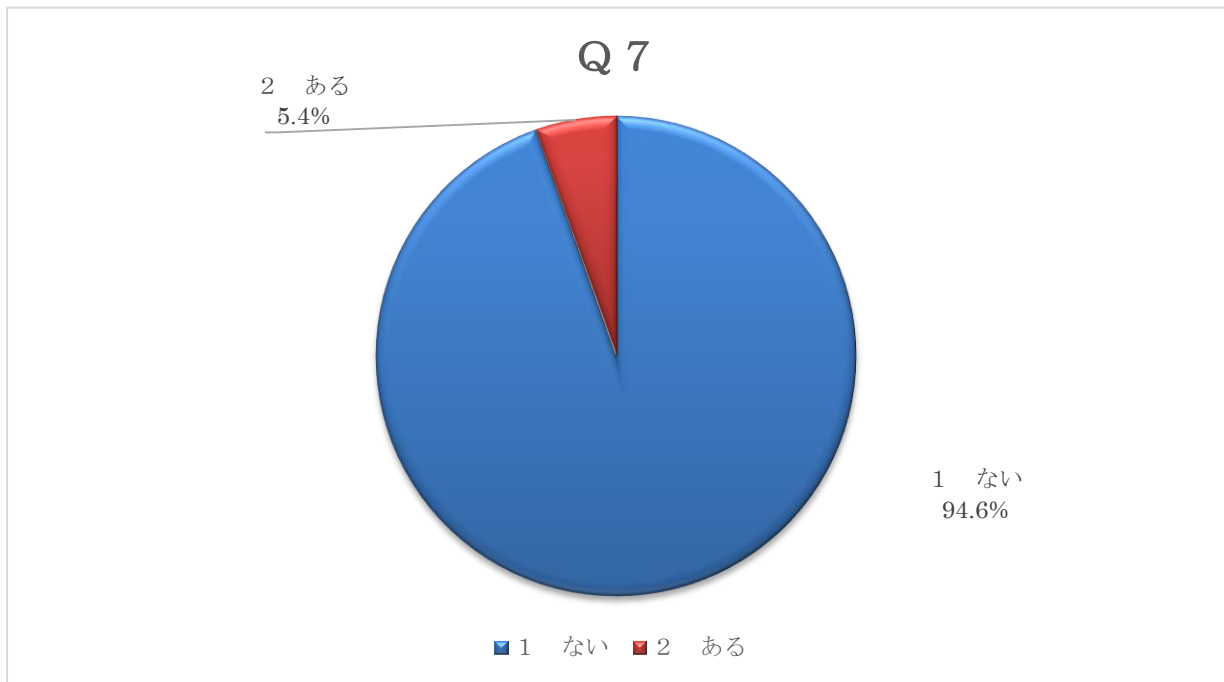
**Q 6** 労働者等から、公契約条例に関すること（賃金・労働者の範囲等）で相談や問い合わせを受けたことがありましたか。

項目	回答数	前回	前々回
1 なかった	38	36	31
2 あった	0	0	1



**Q 7** 公契約労務台帳を作成し提出するにあたって、台帳の様式など、見直しが必要と考える所はありますか。

項目	回答数	前回	前々回
1 ない	35	31	32
2 ある	2	5	0



<自由意見>

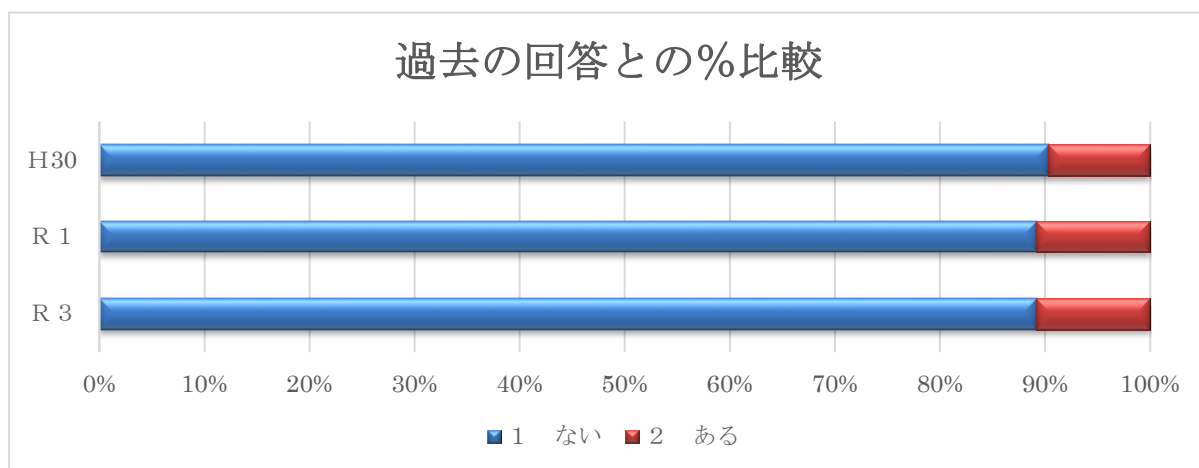
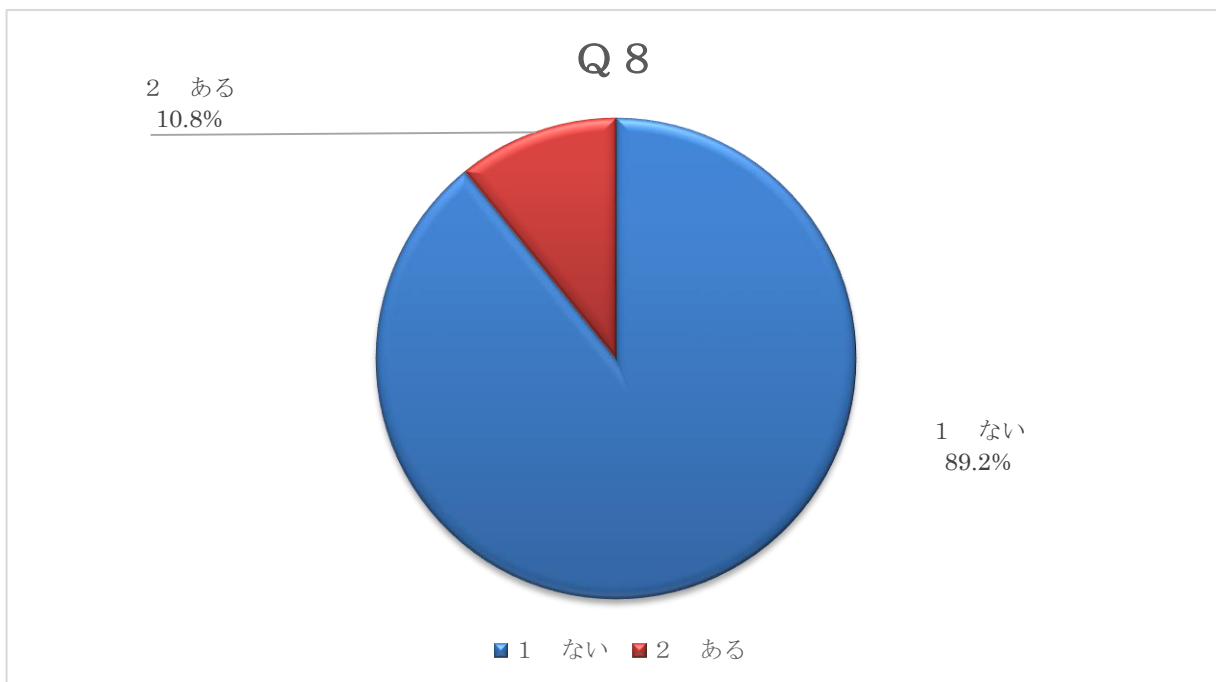
**2 ある**

- ① もう少し簡略化できるとよい。
- ② 1日いくらの金額で、何日での計算がを望みます。

**Q 8** 労務報酬下限額の設定金額や設定の考え方に関して、課題と考える点はありますか。

※労務報酬下限額設定の考え方：工事では公共工事設計労務単価の90%以上、委託・指定管理では生活保護水準や最低賃金を見据えた額（令和2年度は下限額1,046円以上）

項目	回答数	前回	前々回
1 ない	33	33	28
2 ある	4	4	3





## <自由意見>

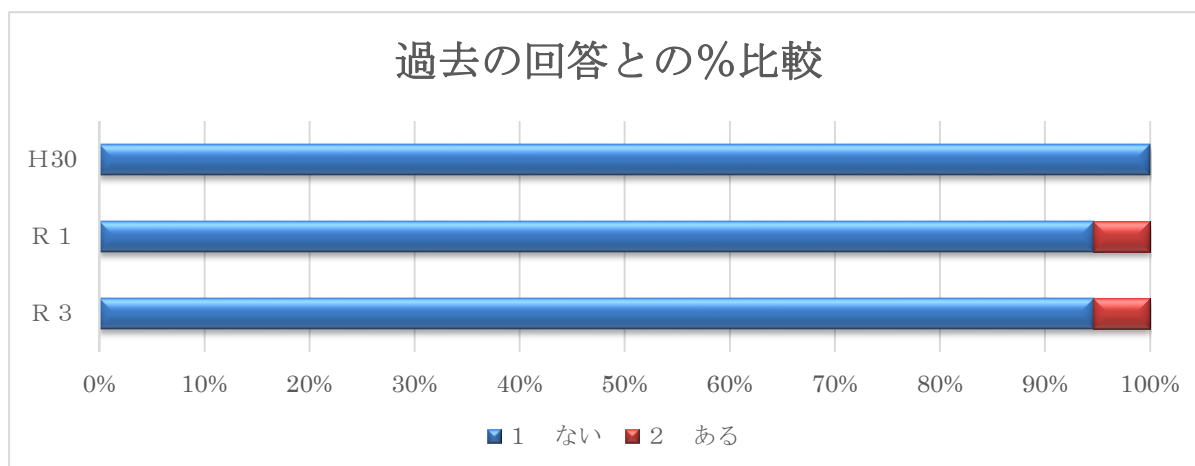
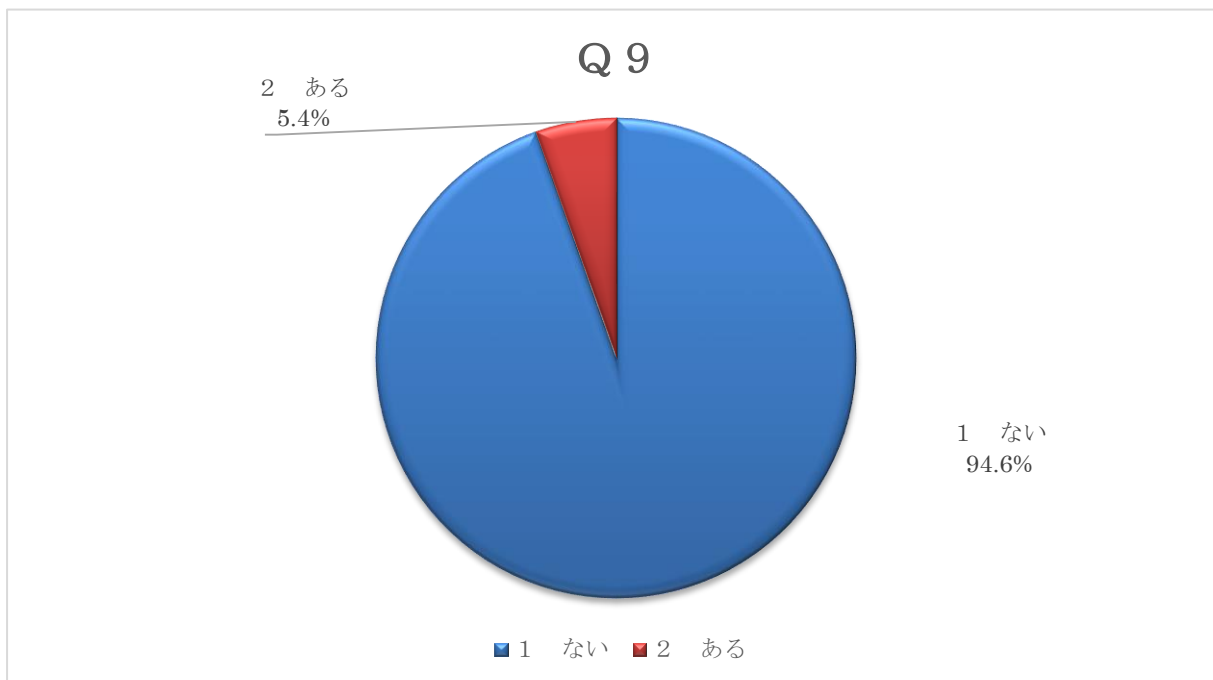
### 2 ある

- ① 公契約対象事業でない労働者と賃金格差が発生する可能性がある。
- ② 令和2年の東京都最低賃金に対して業務毎の下限額が違い、業務内容によって最低賃金または下減額を下まわった賃金で業務従事者に設定してしまうケースを防止するにあたり、公契約対象業務に対して、入札時の仕様書等に下減額を明記していただくか、公契約条例に準ずる等明記があるとありがたい。
- ③ 設定金額や設定の考え方を最低制限価格や総合評価方式に反映させていくことがこの条例を、より有効にできると思います。
- ④ 委託と工事の報酬額の差が些か大きすぎるように感じます。

弊社は受注した案件の「業種」によって報酬額を決定しているのではなく、基本給に経験や技術手当、危険手当を加算して報酬額を決定しています。このため例えば内容的には樹木の剪定作業であっても、それが委託の「樹木管理業務」なのか、工事の「造園」なのか、によって報酬額に大きな差が生じるのが、たとえ工事に経費が加算される点を踏まえたとしてもあまりに開きすぎているように思います。

**Q 9** 公契約条例対象事業の業務に取り組むにあたって、困っていることやわからないこと等がありますか。

項目	回答数	前回	前々回
1 ない	35	35	32
2 ある	2	2	0



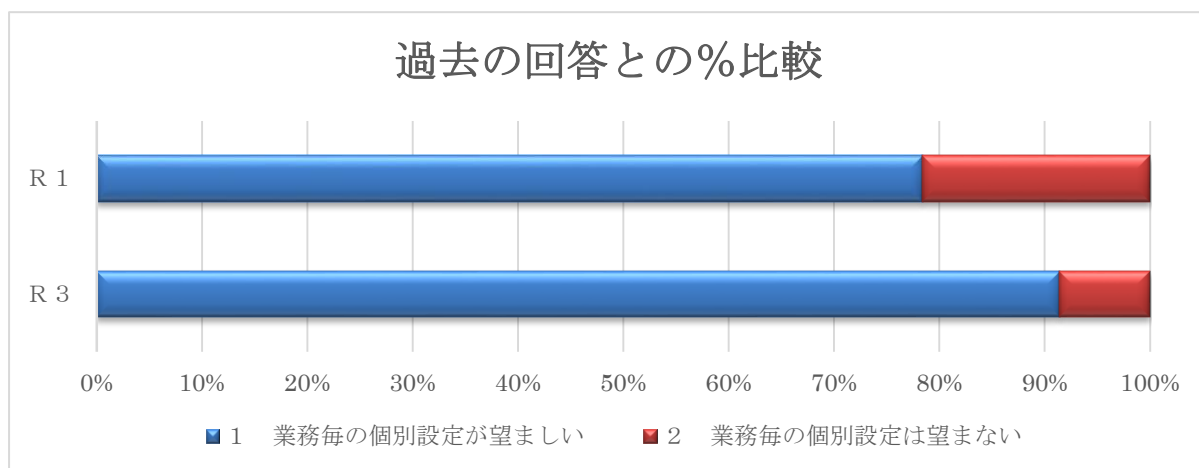
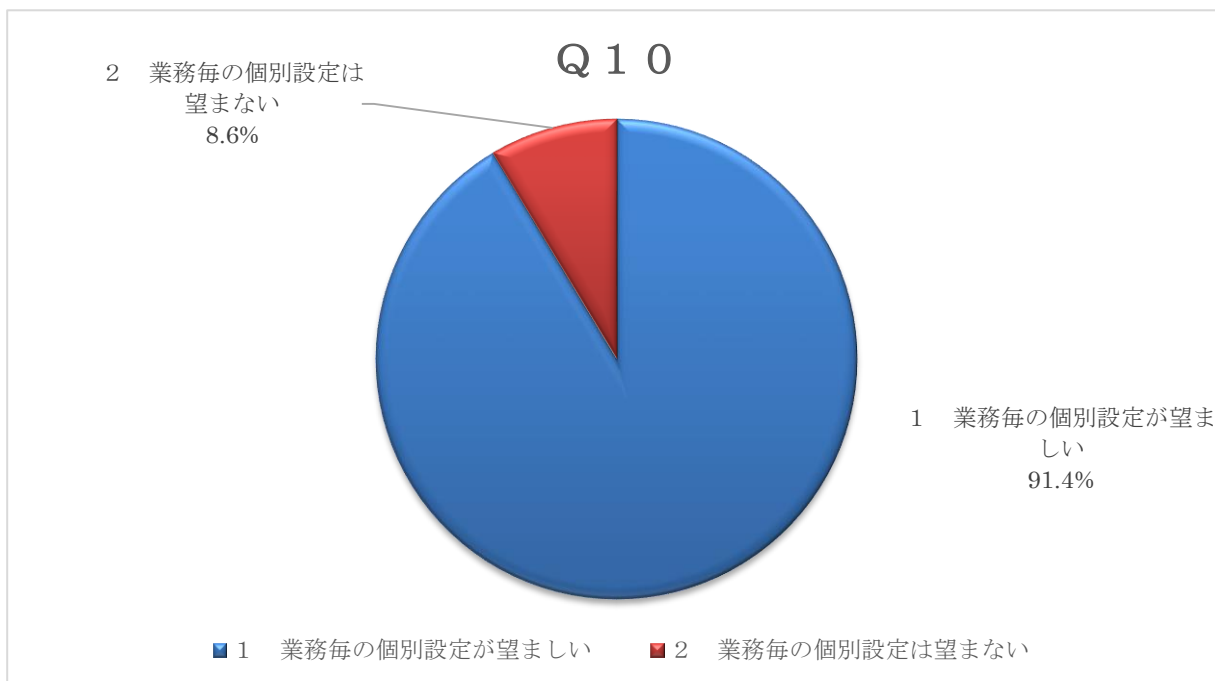
**<自由意見>**

**2 ある**

- ① 労務台帳の記入方法等。
- ② 資料を揃えたり面倒なばかりで、時間をとられて成果を感じられないので、今後は公契約対象事業は受けないというのも考慮したいです。

**Q 1 0** 現在、労働者のうち60歳以上の方を公契約条例の適用労働者の対象外としています。しかし、業種によっては、労働報酬下限額の適用対象を広げた方が市・事業者・労働者にとって望ましい業務もあるのではないかと考えています。皆様の業務で60歳以上の方も公契約条例の適用労働者と設定することが望ましいと考えますか。

項目	回答数	前回	前々回
1 業務毎の個別設定が望ましい	32	29	
2 業務毎の個別設定は望まない	3	8	



## <自由意見>

### 1 業務毎の個別設定が望ましい

- ① 同一労働同一賃金の考え方からすれば、適用除外はなじまないと思います。

### 2 業務毎の個別設定は望まない

- ① 業務委託等では様々な仕事があり、業種によって労働報酬の下限の設定は必要と思われる。高齢者の場合、年金の受給に関わるところで本人の意志によって高い報酬を望まない人もいます。生活のために働きたい60代と、趣味程度で働きたい60代がいるのが現状なのではないかと思います。業種による適用対象ではなく、本人の都合なのではと思います。

### Q 1 1 その他、多摩市公契約条例に関してご意見・ご要望等ございましたら、ご自由にご記載ください。

- ① 学童保育の公契約の考え方自体に文句を言うつもりはないのですが、業種を押しなべてその対象とすることに関してはいかがなものかと考えます。  
設問にも合った通り、労働条件の改善が主たる目的と考えるのであれば、その対象を明確化すべきであり、社会福祉法人等公的な要素を含む法人は適用除外とすべきと考えます。また、その場合は社会福祉法人との契約の中で最低賃金を定めるようにし、既に処遇改善等で職員の給与額を0把握する取り組みもなされており、二度手間となり大変混乱いたします。
- ② このような制度を市が行っている事をもっと市民に知ってもらい公共工事に対する見方が、変わっていけばいいと思います。
- ③ 多摩市発注のすべての事業に適用していただきたい。
- ④ 貴市公契約条例に関してのご意見等はございません。受託いたしました業務に対して、貴市ご担当者様とは日頃より協力体制をとり業務を遂行しておりますことに感謝申し上げます。
- ⑤ 公契約条例は国が推進し、それに追随されているものと解っておりますが、多摩市が公契約条例を取り入れてどれほど成果があったのか知りたいです。具体例でこのような成果があったと一目瞭然のものをたま広報に載せるか、HPで公契約の成功例を発表するかして頂けると参考になります。現在のままではただ時間とコピー用紙を無駄に消耗するだけです。
- ⑥ 公契約の業務の重要事項の答申条例施工状況の検証は審議会では有識者及び現場従事者で審議されているのでその成果を大いに期待したい。
- ⑦ 公契約条例の金額が決まった場合、ホームページだけでなく各事業所にも連絡が欲しいです。